

第31回福岡市屋外広告物審議会 議事録

日時:令和8年2月4日(水)10:00~11:00

場所:天神ブリッククロス南棟10階 カンファレンスルーム10B

出席者 : 井上 貢一 九州産業大学 教授
猪野 猛 福岡商工会議所 事務局長
古賀 靖子 九州大学 准教授
田上 健一 九州大学 副学長
西依 雅弘 弁護士
福田 裕美 北九州市立大学 准教授
本間 美奈子 久留米大学 教授
川上 陽平 福岡市議会議員
鬼塚 昌宏 福岡市議会議員
勝山 信吾 福岡市議会議員
石本 優子 福岡市議会議員
藤野 哲司 福岡市議会議員
丸石 慶 福岡県警察本部生活安全部生活経済課 課長
弟子丸 泰介 全九州ネオン工業協同組合 理事
明石 恵子 路上違反広告物追放推進団体

事務局:住宅都市みどり局理事 大場、地域まちづくり推進部長 許斐、都市景観室長 坂田

会議次第

1. 開会
2. 審議事項
福岡市屋外広告物条例の一部改正案について
3. 閉会

<審議の概要>

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

1. 開会

【事務局】

- 定刻前ではございますが、ただいまから第31回屋外広告審議会を始めさせていただきます。
本日は委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
- 本日は総数18名のうち15名の委員が出席されており、委員の2分の1以上に達しておりますので、本審議会規則第7条第3項の規定により会議が成立いたしますことを報告させていただきます。なお、本日は2号委員の勝見委員、4号委員の吉井委員、内野委員がご都合により欠席となっております。
- 次に、前回第30回審議会の会議録について報告でございます。事務局で作成した会議録を委員の皆様にご確認いただき、修正したものを会議録としていたしております。会議録は、福岡市情報公開条例第38条の規定に基づき、非公開情報を除き公開するものとなっておりますので、委員の名前を除いた形で、既に市のホームページに掲載されております。
また、本日の会議録につきましても、前回同様、事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただき、会議録として確定させていただいた後に、委員の名前を除いた形で、市のホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。
- それでは、議事に入りたいと思います。
審議会規則第7条の2の規定により、会長が議事を進行することとなっておりますので、お願いしたいと思います。井上会長、よろしくお願いいたします。

【井上会長】

- それでは、本日の審議会の流れでございますが、福岡市屋外広告物条例の一部改正案につきまして、一括して説明していただいた上で、ご意見をいただきまして、最終答申として取りまとめたいと思っております。
それでは、次第に沿って事務局より説明をお願いいたします。

2. 審議事項

【事務局】

- それでは、福岡市屋外広告物条例の一部改正案についてご説明いたします。
資料2ページをお願いいたします。前回の振り返りなどがございます。
前回審議会の主な意見をまとめております。

- 条例改正にあたり、業界団体への説明に対するご意見、
条例改正後の市民通報システム等に対するご意見、特例措置に対するご意見などをいただいております。
- 続きまして、3 ページをお願いいたします。
2、パブリックコメントの結果でございます。あわせまして、別紙の「市民意見等の概要と対応について」をご覧ください。
パブリックコメントコメントにつきましては、令和7年12月から令和8年1月までの30日間実施しており、意見の提出状況については28件、意見の対応につきましては、意見に基づく原案の修正がないものを原案どおり、意見が原案や現行の条例等に既に記載されているものを反映済み、その他として、個別の要望や質問等のご意見を提示しております。
内容といたしましては、条例改正全般、許可手続き、規格基準、音、表示内容などに関する意見をいただいております。こういった意見を踏まえ、広告宣伝車について、市外本拠車両に対象を拡大し、車体利用広告物の面積制限を行う条例の改正を行うことで、市民の不安や不満を解消し、良好な都市景観の形成を図っていくこととしております。
- 4 ページをお願いいたします。
3、条例改正について、でございます。まず、広告宣伝車の実態調査結果について、前回の審議会報告に3か月間加えまして、12月までになりますが、これまでの調査結果と同様の傾向が確認できております。調査地点を通過した車両の延べ台数は615台。
そのうち、いわゆる風俗関連車両は531台。このうち、ナンバーが判明した車両の台数が495台で、その全ての使用の本拠の位置が福岡市外となっております。
- 5 ページをお願いいたします。
条例改正の概要でございます。8 ページに条例の構成をお示しておりますので、合わせてご覧いただければと思います。
1、改正理由ですが、広告宣伝車について、市の良好な景観を形成するため、屋外広告物条例の一部を改正するものでございます。
2、改正概要につきましては、許可手続きが必要となる車両の対象を市内本拠の車両に加え、市内を走行する広告宣伝車すべてに拡大、車体利用広告物に対する面積を市長が別に定める場合を除き、20平方メートル以内とする、の2つとなっております。
4月1日に交付、半年間の周知期間を経て、10月1日に施行を予定しております。
その他、条例改正に合わせ、規格基準に関連する告示を行います。
- 6 ページをお願いいたします。
改正条文及び改正告示でございます。適用除外について示されている第6条、規格の設定について示されている第9条に青文字で記載されている文言を追加することとしております。
また、告示について、第9条のただし書き以降の手続きを追加する方向で検討をしているところでございます。
- 7 ページをお願いいたします。
面積制限における特例措置にかかるガイドラインをお示しております。

ガイドライン2の(1)の内容を盛り込んだ協定を市と締結した上で、(2)の有識者で構成されるデザイン審査をもって特例措置を認めることとしております。

協定締結に向けて、2の(1)に4つの項目を示しております、「市の良好な景観形成等に向けた取組の実施」、「広告収入の一部が市の良好な景観形成のための寄附に充てられること」、「自主的な審査の実施」、「協議窓口を設け、市からの協議に真摯に応じること」、となっております。

資料は以上となりますが、参考に福岡市屋外広告物条例の全文が記載された資料を配布させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。説明は以上でございます。

【井上会長】

○それでは、本件に関しまして、ご質問やご意見ございませんでしょうか。

【鬼塚委員】

○前回の振り返り資料からですが、アドトラックのサイズ一覧を見ると、2トンから4トン超ロングになってますが、最近は、軽自動車タイプのものを見かけるが、これに関してはどのような取り扱いになるのか教えてください。

【事務局】

○軽自動車タイプにつきましても、発光や点滅等により、運転者を幻惑するようなものではない場合は、広告物の面積が基準以下であれば走行可能になります。

【井上会長】

○他に何かご質問等ございますでしょうか。

【古賀委員】

○事前の説明のときには気がつかなかったのですが、A3資料の6ページの真ん中の規格設定のただし書きのところ。良好な景観に資するものとして認める者が表示するものはこの限りでないということで、人に対していいですよってことになっているんです。多分、どんなに皆さんが優れた人です、と言っている、その人が掲出する広告物の内容が悪かったらダメになると思うのですが、この「者」は、「者」っていう漢字ではないのではないかなと。

【事務局】

○市長が認める者が表示し又は設置する広告物になってございまして、7ページにガイドラインにお示しさせていただいているのですけれども、これに示す各要件を満たした者と協定を締結した上で、2(2)のところで、その者が掲出したい広告物につきましては、有識者で構成するデザイン審査委員会で審査を行い、その結果をもとに市で判断して、広告物の掲出の可否というのを判断していくような形で考えてございます。

【古賀委員】

○中身は分かるのですけれども、条文の文言として、これで大丈夫なのかなということです。人依存ではなくて、内容依存ではなくていいのか。

【事務局】

○条文につきましては、この内容で市の法制担当部署等確認しておりまして、この記載で問題ないと考えているところでございます。

【井上会長】

○「者」というのは、人に紐付けられているということで、市長が認める人が表示し、又は設置する物件にあっては、その限りではないという内容になるということですね。

【事務局】

○そのとおりでございます。

【本間委員】

○事業者のことは「者」と言っているのであって、自主性を尊重するような、全体的に広告掲出についての構成になっているかと思っておりますので、事業者が信頼できるかどうか、そういうことが大きいことなのか、それとは別なのか、そういう趣旨についてお伺いしたいと思います。事業者を信頼するというか、この事業者なら、この事業者がある程度、自制的にはあるけど自主的に提供する広報物であれば良いというような認定なのか、それとも今おっしゃったように広告物の内容なのかということが、ちょっとご説明だと分かりにくいです。文章ではこれでいいと思うのですが、ご説明をお願いします。

【事務局】

○事業者になります。7 ページにお示しするガイドライン 2(1)に 4 つの項目を設けており、こういったところを満たした方と協定を締結した上で、さらにデザイン審査を市でも行うと形で考えているところでございます。

【井上会長】

○最終的には、市長が認める人に対して、協定を締結し、その人が表示する広告物を特例許可するという内容で良いでしょうか。

【事務局】

○そのとおりです。

【勝山委員】

○特例許可に関する手続き等についての8項1の③です。
いわゆる収入のうちの一部が寄付に充てられることというものが入っています。
これを、もう少し詳しく教えてください。

【事務局】

○こちらにつきましては、都市景観形成基金という基金の受け皿がございますので、広告掲出によって得られる収入の一部を、市の良好な景観形成等のために、寄付をいただくことで、広告収入のうちの一部を良好な景観形成のために役立てていただくというような趣旨で設定しているものでございます。

【勝山委員】

○広告収入のうち一部がということなのですが、金額とか割合とか、収入の何パーセントの寄付とかどのようになっているのでしょうか。

【事務局】

○こちらにつきましては、これまでの寄付の事例等もございますので、そちらを踏まえて検討させていただきたいと考えております。

【勝山委員】

○この寄付は絶対しないといけないというものなのか。

【事務局】

○寄付に限らず、①から④までにつきましては、実施していただくような形で想定しているところでございます。

【勝山委員】

○①から④を全て満たした内容を協定書に入れるということか。

【事務局】

○その通りでございます。

【勝山委員】

○一部の額ってというのは、いくらか分からない。いつも話し合いによって決まるのですか。

【事務局】

○そのように考えておりますが、過去の事例ですと、5%程度いただいているようなケースもございますので、その内容を想定しているところでございます。

【勝山委員】

○わかりました。あまりにも高すぎると事業者の負担になると思うので、そうならないようにお願いします。

【弟子丸委員】

○少し前にさかのぼって申し訳ありませんが、4 ページの実態調査結果についてお聞きします。平日、休日の 9 時から 21 時までの間に、2 時間ずつ 72 回調べられていて、これだけ多く走行している、という意味合いではいいと思うのですが、この福岡ナンバー 188 台や野田ナンバー 269 台というのは、違うナンバーの車両台数ではないわけですよ。

○延べ台数ですよ。結局、1 日 2 時間のうちに同じところを何度も走行した車両をずっとカウントしているということで、これだけ多く走行しているという意味合いではいいと思うのですが、実態として、福岡ナンバーの何番の車、野田ナンバーの何番の車、といった形で整理した場合、実際に走行していたのは何台であるというのが実態だと思います。そこは見えていないのかなと、ふと思ったのですけど。

【事務局】

○台数についても把握はしております。10 台から 20 台ぐらいとなります。

【弟子丸委員】

○それだけです。同じ事業者の車が同じところを何度も走行していて、その結果の台数を実態というのがどうなのかなと思います。

【事務局】

○景観の視点でということで、景観に影響を与えるような車がどれだけ走行しているかを実態として調査しているものです。

【弟子丸委員】

○今後、許可申請が必要になるという条例を今から作ってやると思うのですけど、今後、調査結果で判明した車両は当然今許可申請していない。その許可申請していない車に対して今後、ナンバーを調べて、事業者を特定してから、どういう流れで進めようと考えているのかをお聞きしたい。

【事務局】

○実態調査は来年度以降につきましても行う予定としておりまして、それでナンバーを特定し、九州運輸局に照会を行い、事業者等を特定し、許可申請等がなされていない状況でしたら、直接お話しし、許可申請を促していくような流れになるかと考えております。

【弟子丸委員】

○申請しなかった場合はどうするのか。

【事務局】

○申請をしなかった場合は、申請に向けた指導を行っていく形になるかと思っております。

【井上会長】

○確認となります。要は、市外の事業者は現時点ではまだ条例が確定されていないので、ナンバー等から事業者を調べることはできないけれども、条例が改正されれば、市外の運輸局にも問い合わせることができるようになるということによろしいですか。

【事務局】

○そのとおりです。

今後、改正条例の公布から施行までの間につきましては、ルールが変わることについて周知等をしっかり取り組んでいく必要があるかと考えております。

【井上会長】

○最終的に、条例改正については、6ページの文案となります。

他にご意見等ございませんでしょうか。

【委員】

○特になし。

【井上会長】

○ありがとうございます。

条例改正案の内容については、概ね認められたということで、屋外広告物条例の一部改正案につきましては、適当と認めるということによろしいでしょうか。

【委員】

○異議なし

【井上会長】

○ありがとうございます。それでは、前回と今回2回、審議をいただきました福岡市屋外広告物条例の一部改正については、これにて議事が全て終了いたしました。

審議会の議論に当たりましては、委員の皆様方に全面的にご協力をいただきましたおかげで、円滑に議論が進みまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

なお、審議事項につきまして、マスコミ等から、取材等ございましたら、対応の方を会長に一任いただいているというふうにお答えくださいますようお願い申し上げます。

では、審議の方は終わりになりますが、その他、事務局から何かございましたらお願いいたします。

【事務局】

○住宅都市みどり局理事の大場でございます。福岡市屋外広告物審議会の締めくりにあたりまして、感謝のご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、福岡市屋外広告物条例の一部改正案についての諮問に対しまして、真摯なご審議を重ねていただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

また、審議にあたりましては、全国の主要都市と同様に、本市においても課題となっている広告宣伝車に対する条例改正について、井上会長をはじめ、各委員の皆様から、それぞれの分野での経験や見識を生かした多くのご意見をいただきながら議論を進めてまいりました。事務局におきましては、資料準備等であらぬ点もあったかと思いますが、会議運営にご協力いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

今回改正する屋外広告物条例に基づき、本市の良好な景観形成に向けて引き続き取り組んでまいりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

【井上会長】

○ありがとうございました。それでは、以降は事務局の方にお返ししたいと思います。

【事務局】

○井上会長、本日はありがとうございました。また、委員の皆様にも貴重なご意見をいただき、お礼申し上げます。

本日の会議録でございますが、事務局で案を作成しまして、3月中を目途に市のホームページに掲載する予定としております。また、議事録の確認等、ご協力のほうお願いいたします。

連絡は以上でございます。長時間のご審議ありがとうございました。それではこれをもちまして、第31回福岡市都外広告物市議会を終了させていただきます。ありがとうございました。